

# 一者応札・応募に係る改善方策について

平成 2 1 年 7 月  
(独) 国立女性教育会館

当会館では、「独立行政法人における随意契約の見直しについて」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局総務省行政管理局 事務連絡)に基づき、従来随意契約を行っていたものについて一般競争入札へと契約方式を変更したところであるが、一般競争入札を実施した結果、一者応札・一者応募となっているものについて、応札者・応募者を増やし実質的な競争性を確保する改善策を進めるものである。

## 1. 一者応札、応募の要因について

仕様書は、これまでの契約の相手方以外の者が応札することが可能なものとなっているが、実際の業務を請け負うにあたって、事前の現状確認等に相当の時間と労力を要すること、当会館周辺に事務所を有する者が限られていること等が主な原因と考えられる。

## 2. 改善方策

### ① 十分な公告期間の確保

当会館では、入札公告の公告期間は国の規程と同様の原則10日間以上としており、適切な期間を確保しているが、より競争性を確保するためできるだけ長く公告期間を取るよう努める。特に、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式については、原則として20日以上公告等の期間を確保することとする。

### ② 早期の執行

十分な履行期間を確保するために早期の執行に努める。

### ③ 競争資格要件、仕様書の見直し

競争参加要件については、調達目的を確実に達成するための必要最少限のものであることを徹底する。また、仕様書は新規の応札者にも業務内容がわかりやすいものとなるよう常に見直す。

### ④ 仕様書又は仕様の概要のホームページ上での公表

入札公告を公告する時点で調達内容が把握できるよう、当会館ホームページに仕様書又は仕様の概要を含めた調達情報を掲載する。